

二二二二二二二二十九十十十十十九八七六五四三二一
十十十十十十九八十七六五合四三二一

六五四三二一 五 法 劳地国私独船健国厚国

た同法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（抄）
二十七年法律第五十号（抄）において読み替えられた同条第一項の規定によ
りなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三
年法律第五十号）（抄）
二十八年平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十一条第一項から第四項の規定によりなおその効力を有
するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（抄）
二十九年平成二十五年厚生年金等改正法第一百四十二条の規定により改正前の厚生年金保険法（抄）
三十高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）
三十（抄）児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（抄）
三十（抄）厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平
成二十一年法律第三十七号）（抄）
三十（抄）国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（抄）

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案参照条文

◎ 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（抄）

第十九条 (未支給年金) 年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその

その者に支給されるに至る者が死ぬ場合は、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求する。前項の場合にかかるが、遺族基礎年金の受給権者であつたときは、その者の死亡の当時当該額の加算の対象となつていた被保険者又は被保険者であつた者の子の場合は、年金の支給が行われる。年金の支給は、年金の受給権者が死亡前にその年金を請求していなかつたときは、同項に規定する順序による。

第

(支給要件)
三十七条 遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。
一、被保険者が、死亡したとき。
二、被保険者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものが、死亡したとき。
三、老齢基礎年金の受給権者が、死亡したとき。
四、第二十六条ただし書に該当しないものが、死亡したとき。

第

（遺族の範囲）三十条の二に於ける「妻」又は「子」は、被保険者又は被保険者の妻又は子（以下単に「妻」又は「子」という。）であるが、被保険者又は被保険者の妻又は子の妻に於ける「妻」又は「子」は、被保険者又は被保険者の妻又は子の妻又は子の妻に於ける「妻」又は「子」の妻又は子であるが、被保険者又は被保険者の妻又は子の妻に於ける「妻」又は「子」は、被保険者又は被保険者の妻又は子の妻又は子の妻に於ける「妻」又は「子」の妻又は子である。

二 子については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと。
被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当时胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用に計つていては、将来に向かつて、その子は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当时その者によつて生計を維持していいたものとみなす。
妻は、その者の死亡の当时その子と生計を同じくしていいたものとみなす。
し 第一項の規定の適用上、被保険者又は被保険者であつた者によつて生計を維持していいたことの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

3 二
ただし、当該死亡日の属する月に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したときを除く。
た死亡した者の死亡日において胎児である子がある場合であつて、当該胎児であつた子が生まれた日に
おおたたきて。その子又は死亡した者の妻が死亡した者の死亡により遺族基礎年金を受けることがで
きたるに至つたときを除く。
ただし、当該胎児であつた子が生まれた日の属する月に当該遺族基礎年金の受給権が消滅した
ときを除く。
た第第一項に規定する死亡した者の子がその者の死亡により遺族基礎年金の受給権を取得した場合(その者
の死當時にそりそりその者の妻が遺族基礎年金の受給権を取得した場合を除く。)であつて、その受給権を取得
したるに至つたときを除く。このことにより第四十一条第二項の規定によつて、前項の規定は適用しない。

項つ弟る たのた一期そ だ規目項間の

—
—
—
—

三二一い場期も期間

次へ前条の各号の間を除く。)に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納された期間を除き、その四分の一を納付することを要しないものとし、申請があつた日以後、当該保険料に係る保険料四分の一免除期間(第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合)を算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

前年のがつては、第七項に規定する保険料四分の一を納付することを要しないものとし、申請があつた日以後、当該保険料に係る保険料四分の一免除期間(第九十四条第一項の規定により前納された場合)を算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

前条第一項の規定は、第三項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があつたときに準用する。項第一号、第二項第一号及び第三項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で第一項から第三項までの規定により納付することを要しないものとされたその一部の額以外の残余の額を定めることとする。

円に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。

第三百九十九条第二項の規定は、前項の場合に準用する。
第一項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第九十六条（督促及び滞納処分）
（督
促
及
び
滞
納
処
分
）
この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促することができる。

(国民年金事務組合)

第百九条 同種の事業又は業務に從事する被保険者を構成員とする団体その他被保険者を構成員とするこれに類する団体で政令で定めるものは、当該構成員である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る第十二条第一項の届出をすることができる。
前項に規定する団体（以下「国民年金事務組合」という。）は、同項に規定する委託を受けようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
厚生労働大臣は、前項の認可を受けた国民年金事務組合がその行うべき事務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるとときは、同項の認可を取り消すことができる。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）
（第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）は、機構に行わ

二二十九十 十十十十十九 八七六五 四 三二一二せ
十九八七規に第六五四三二一 の並 定 二 号る
一 定よ百 第第二び第第三第に第条第第一第及も

三三三三三三三三 三三三 三 二二 二二 二 二 二
十十十十十十告十十二の十及十十十十る十十で義十
八七七六五四三の二一の十求 び九八の七六處五第四定務七三二
のの 求 二六め第質 規 分 百 め者年

前三二附次前第め第第 号並百問第第定第第の第四第るに法第第各 則則条条百及百百第にび八並百百に百百請九十九權屬律九九号附第第第第九び八八百掲に条び七六よ五四求十一十限す第十四
に則則九七二一条立条条八げ同第に条条る条条
掲第第条条項項の入のの条る条一第第第届第の
げ九九のののの二検四三の証第項百一一出一規
る条条三三規規第査に第二明三及七項項の項定
もののの第定定一
の四四二二にに項
ののの第項よよの
ほ三二一のるる規
か第第項規報申定
、一の定告請に
厚項項規にののの
生のの定よ受受
労規規にる理指
働定定よ届省に
令よよ請のののの
でる求受
定承届の理認
め認出受
る權限
理受
理

お二の書項び条の受
い項二のの第第附規定並び第
読規規領定にによる命
み替に除く。協
えよる情報
準用する
用する住民
の提供の求
めの申請の受
理

によく
てのの受規
規領定にによ
る規定の三令
にによる第百五
条第三項の規
定による書類
その他の物件
の受領

力による二第
質問第九条の三
の二第七項にお
いて準用する場
合を含む。)の規
定による命令
の書類及び診断
並びに附則第八
条の規定による
資料の提供の求
め(第

六条五並る六四
条の条び權十条第
第規のに利六の第
四定規次の号規一
項に定号行^一定項の規
定によく使、四
國十ニ國稅通則に
お承認い第
規定質問及法第
例に第
國檢査並る檢査
並びも査にと
分の法第百四十二
條の規定による搜
索市町村に對す

(基金の給付)

第一百五十五条 国民年金基金（以下「基金」という。）は、第一条の目的を達成するため、加入員の老齢に関する必要な給付を行なうものとする。

（連合会）
第一百三十七条の二の五 基金は、第一百三十七条の十七第一項に規定する中途脱退者及び解散基金加入員に係る年金及び一時金の支給を共同して行うため、国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

（解散基金加入員に係る措置）
第百三十七条の十九　連合会は、その会員である基金が解散したときは、当該基金の解散基金加入員に係る第九十五条の二に規定する責任準備金に相当する額を当該解散した基金から徴収する。
（略）

3 2
「ら第あに用 陥る
と三一るおす第者年
略 読月項のいる九又金
みを「はて第十は
替経と一、二五被と、
え過、連第十条保
るす「合九三、陥第
もる年会十条第者二
の日十」六の九で十
とま四と条規十あ九
すで・、第定六つ条
るの六「一及条た中
。期パ前項び第者「
間一 条、第一「受
にセ第第百項と給
つン一二三かあ権
いト項項十らる者
て」、「七第の「
は当と第条五はと
、該あ四の項「あ
年督る項十ま加る
七促の及九で入の
・がはび第、員は
三保「第一第又「
パ陥第五項九は受
」料百項の十加給
セに三並規七入員
ン係十び定條有
トる七にに及ある
」も条第第よび有
」のの九る第つ者
とで二十徵九た者
ああ十七收十八と
る一條金八と
のと第第に条 読
はき二一つの「
」は項項い規み七
年、に中て定替十
十当お「準はえ一
四該い厚用、前も
・納て生する第一
六期準労る。にと
パ限用働。にお
」のす大このい「
セ翌る臣の場て「
ン日前」場て「
トか条と合準
被保

◎ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）

第三十一条 被保険者又は被保険者であつた者は、いつでも、第十八条第一項の規定による確認を請求することができる。
2 厚生労働大臣は、前項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事実がないと認めるときは、その請求を却下しなければならない。

(未支給の保険給付) 第三十七条 保険給付の受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだそ

2 第 決間 二 一額を七(定に厚者 じ一月 に有十標す係生の第。か額第改す八準る労改二)らが一定る条報こ被働定号を改当号し対の酬と保大前改控定該改、象六が險臣の定除割月定又期 改で者は標者し合の者は間に厚定き期、準て一標 決定するは標者に請定報得按準改定の準酬定た分報定各報月前率割酬前月酬額のを合月のを改に標乗を額標と定改準じ基と準がに請定報て礎み報て求割酬得とな酬きる事が合月たしき月事あを額額てれ額者つ乗一標標準報賞にお額を加えて得た額をそれぞれ次各号に定める額に改定し、対又象は期

4 3 2 第
計にる、二一して父五必第をつ被遺子前満行、母十要一維い保族、項で子夫妻方被九な項持て險と父の障又以不保孫條事のしは者し母規害は父外明險又項規て、又な又定等孫母のと者は遺は定い将はいはに級に又者な又祖族のた來被政適子に保令用と向險者で上みつて、なてあるが、そつた者の死は、被保險者又は被保險者又は被保險者であつた者によつて生計を維持したものとする。
のた來被政適子に保令用と向險者で上みつて、なてあるが、そつた者の死は、被保險者又は被保險者又は被保險者であつた者によつて生計を維持したものとする。

にあつては、被保険者は、被扶養者と同一の被保険者である場合、扶養期間中の被扶養者の年齢によって、被扶養者の扶養期間中の年金額が定められる。扶養期間中の年金額は、被扶養者の扶養期間中の年齢によって、被扶養者の扶養期間中の年金額が定められる。

5 第二項及び第三項の規定により改定され、及び決定された標準報酬は、第一項の請求のあつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。

32 第八条(保険料の負担及び納付義務)
被保険者は、その使用する被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する。

32 第八条(保険料の負担及び納付義務)
被保険者が同時に二以上の事業所又は船舶に使用される場合における各事業主の負担すべき保険料の額

32 第八条(保険料の源泉控除)
は前月の標準報酬月額に係る保険料(被保険者がその事業所又は船舶に使用されなくなつた場合においては、前月の標準報酬月額に係る保険料)を報酬から控除することができる。
32 第八条(保険料の源泉控除)
事業主は、被保険者に相當に対し通貨額をもつて報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき保険料の額を前二項の規定による額を当該賞与から控除することができる。
32 第八条(保険料の源泉控除)
事業主は、被保険者に相當に対し通貨額をもつて報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき標準賞

第八条(保険料の源泉控除)
の控除額を被保険者に相當に対し通貨額をもつて報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき標準賞

第八条(保険料の源泉控除)
の控除額を被保険者に相當に対し通貨額をもつて報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき標準賞

第八条(保険料の源泉控除)
の控除額を被保険者に相當に対し通貨額をもつて報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき標準賞

四三二 ホニハロイ
被保人競企破強制執行を受けるとときは、他のいづれかに該当する場合、滯納による滞納処分を受けるとき。
船舶につい解散をした場合
船舶所有者の変更があつた場合、又は当該船舶が滅失し、沈没し

四三二 ホニハロイ
被保人競企破強制執行を受けるとときは、他のいづれかに該当する場合、滯納による滞納処分を受けるとき。
船舶につい解散をした場合
船舶所有者の変更があつた場合、又は当該船舶が滅失し、沈没し

、若しくは全く運航に堪えなくなるに至った場合

第八十六条（保険料等の督促及び滞納処分）
2 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。
る。前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して、督促状を発す
る。（略）

第八（延滞金）条第5項の規定による徴収日から保険料を納付する場合に該当する場合は、厚生労働大臣は、保険料額に、納期限の翌日から三月までの間に該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認めらるるとき、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。この場合においては、前各項の規定の適用については、保険料とみなす。この場合におい

第八（保険料等の督促及び滞納処分）
第八十六条 保険料その他の法律（第九章を除く。以下この章、次章及び第七章において同じ。）の規定による徴収金を滞納する者は、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、第八十五条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。
前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に對して、督促状を発す。

第
期は規定はで十
間同定も第の九國
を法にの一被保
除第よか号保
く九るら被保
。十改申保者成
一正請保期十
に第後が者間
係一のあでが
る項国つああ四
國に民たつる月
免
民規年とた第
年定金き者一
金す法はを号平
特
のる第
保学九厚う保
險生十生。險八
料等条勞以者
にへ第働下等六
つ以一大こへ月
い下項臣の國ま
て一若は条民で
は学し、に年
、生く当
國等は該
民年と
金い十
法第
八十八
条の期
二間の
第一
間規の
項若定
のしの定
規く適す
のるの定
は用るい第
に学を期
か生受間
れ号るか
等けへか被
わでる第
らあ期二
該險前
づつ間条
當者月
、た又のす
又ま

附則

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）（抄）

6 5 4 3
一。方ればある。
二。金以自を厚な第
二項の規定による督
促状は、納付義務者が、
健康保険法第二百八十
条の規定による督促状に併記して、
発することができる。
三。前項の規定による督
促状は、納付義務者が、
健康保険法第二百八十
条の規定による督促状に併記して、
発することができる。
四。ある。前項の規定による督
促状は、納付義務者が、
健康保険法第二百八十
条の規定による督促状に併記して、
発することができる。
五。ばある。
六。二。金以自を厚な第
二項の規定による督
促状は、納付義務者が、
健康保険法第二百八十
条の規定による督促状に併記して、
発することができる。
七。二。金以自を厚な第
二項の規定による督
促状は、納付義務者が、
健康保険法第二百八十
条の規定による督促状に併記して、
発することができる。
八。二。金以自を厚な第
二項の規定による督
促状は、納付義務者が、
健康保険法第二百八十
条の規定による督促状に併記して、
発することができる。

一
令 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省
る
6 国事 第四条の規定に及び扶養親族の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
民由 国民年金法第九十条第一項第二号から第四号までに該当するとき。
（略） 年金があるとき。
國法 第九十条第二項及び第三項の規定は、前二項の場合に準用する。
第十九条

◎ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）

第百八保険の條の組にいし保き、条料等の規第被合よてく險、条料等の略定一保のりこは者以降の項險保消れ日が下保険督によりおで料しの特会保料促及保いあ等の規例が險そび滯納処理てるで健定被管料等他料同場未康を保掌等他をじ合收保準險す。この險用者ると健い法律は該の合るあ康うの當も組すで健い法律すは該の合るあ康うの健にの場つ保。のと期康係権合て險の規き限保る利を第のを定はを險もを含五任滯に指組の第む十意納よこ定合が二。八継する徵のし、あ十。条続る徵限てこる六の、被者収り、れと条規第保へ金でこらき第定七險以なれ以は四に十者下第二。督の会のる条あ滯納四條し合被定収二場者なは保に金項合の二け厚險よを及られ生者り納び協い第一組合ば二るると二百四條。があらへ康きは條し以管つな第保は条、下掌てい百險、の第こす当場四の保六百のる該合十被險第七条健健又九保者一十及康康は条險等項

第百八保険の條の組にいし保き、条料等の規第被合よてく險、条料等の略定一保のりこは者以降の項險保消れ日が下保険督によりおで料しの特会保料促及保いあ等の規例が險そび滯納処理てるで健定被管料等他料同場未康を保掌等他をじ合收保準險す。この險用者ると健い法律は該の合るあ康うの當も組すで健い法律すは該の合るあ康うの健にの場つ保。のと期康係権合て險の規き限保る利を第のを定はを險もを含五任滯に指組の第む十意納よこ定合が二。八継する徵のし、あ十。条続る徵限てこる六の、被者収り、れと条規第保へ金でこらき第定七險以なれ以は四に十者下第二。督の会のる条あ滯納四條し合被定収二場者なは保に金項合の二け厚險よを及られ生者り納び協い第一組合ば二るると二百四條。があらへ康きは條し以管つな第保は条、下掌てい百险、の第こす当場四の保六百のる該合十被险第七条健健又九保者一十及康康は条险等項

2 三二一滞料徴百(5め)納セに収八延
、納納徴にン係金十滞
(公付期収つトる完一金)
略示義を金き)も納条
送務繰額やのの又
達者りがむ割では前
の上千を合あ財条
方住げ円得をる産第
法所て未な乗と差一
に若徴滿いじき押項
よし収で事てはえの
つくすあ情計、の規
てはるるが算当日定
督居ととあし該のに
促所ききるた納前よ
をが。と延期日つ
し国内と認め金の滞限まで督
にないため、又はその住所及び居所がいづれも明らかでないた
れをには、こだ経応
のし過じ保
限、す、險者
り次る年十等
での日十四は、
各まで。の号で・
の六徴
い期パ収
ず間一金
れにセ額
かつんに、
にいト
該て(納
当は当期
する該限
る年督の
場七促翌
合・が日
又三保か
はパ险ら

◎ 船員保險法（昭和二十二年法律第百号）（抄）

◎ 独立行政法人農業者年金基金法
(平成十四年法律第二百二十七号)
(抄)

第五十五条 保険料その他この節の規定による徴収金を滞納する者があるときは、基金は、期限を指定して（督促及び滞納処分）

2 、これを督促することができる。

◎ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄）

第三（督）額まえす場な三十日前い（督）
ういがでの前る合前い（督）
7 °千の日項日に項。条促円期のかおのた及未間前規らい規だ掛び満に日定起て定し、金延でつまに算、にを滞あいでよし督よ前滞金のるてのつて促つ条納のとは期て十状てのし徴き、間督日に督規た（收）
、年の促以よ促定学校法人等に對しては、事業団期限を指定して、これを督促しなければなら
又七日を上りを指定より掛金を徴収するは、とときは、事業団は、この限りでない。
は・数しを経定すと金を徴収するは、とときは、事業団は、この限りでない。
滯三にた経過すと金を徴収するは、とときは、事業団は、この限りでない。
納パ応と過ぐるに一じきしへと金を徴収するは、とときは、事業団は、この限りでない。
つセ、はたきすと金を徴収するは、とときは、事業団は、この限りでない。
きン年、日期限とときは、事業団は、この限りでない。
やト十事で限とときは、事業団は、この限りでない。
む）四業なはは、は、とときは、事業団は、この限りでない。
をの・団け得割六はれば前條各号は、この限りでない。
な合パ、掛金らなはは、は、とときは、事業団は、この限りでない。
いを一乗セ金額は、この限りでない。
事情ジン額がてトに、がてトに、は、とときは、事業団は、この限りでない。
ある計算し（當該期限認められた延滞限の翌日から掛金完納又は財産差押を徴収するは、この限りでは掛金

◎ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

附則

第2条(組合員等にに対する督促及び延滞金の徴収)　第2十組の期限を規定する。組合員又は郵政会社等若しくは適用法人に日本郵政共済組合は、掛金又は負担金の納付を督促しなければならない。この場合において、督促により指定する日から起算して十日以上を経過したい日でなければならない。
○や乗ンか　　ベ　　前期項、期限の規定は、
○むじトら第一略　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○得計当金項　　ベ　　前期項、期限の規定は、
○略な算該若の　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○いし納し規定は、
○事延期く定、に金十滞金の徴収　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○情金の負よ促る納　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○がを翌担つ状督付　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○あ徵日金てを促を督　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○ある収かの督発は督　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○とすら完促す、促員　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○認る三納しる督共　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○め。月又た日促なけ　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○らたをはとか状けられ　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○だ經財きらを起發ば　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○し過産は起發しな　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○とき掛る押地しては　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○は金日え方てしない。　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○、若まの職日けられ　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○こしで日員日以上を経　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○のくのの共濟組合にま　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○限り負間日組合にま　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○で担にま合では、しい。　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○な金つでは、しい。　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○のいの額て期掛た日　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○がは間金で三応金があ　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○千円年日未満・に担れば　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○で三応金のないあパジのない　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○るー、額らて、督促状に　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○とセ年になきン十、い督　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○、ト四納又ー・付はの六期　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○滞割バ限納合の翌にをセ翌　　ベ　　前期項、期限の規定を指定期限を督促する。
○つ乗ン日

◎ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）（抄）

432 第
5きじトか　す　掛百（
7やてへら第べ前金四督
む計当掛一き項又十促
を算該金項期のは四條及
略得し納若の限規負の延
（）なた付し規は定担の延
い延期く定、に金十滞金の徴
事滯限はに督よの納　　地方職等）
情金の負よ促る納　　地方職等）
がを翌担つ状督付　　地方職等）
あ徵日金てを促を督　　地方職等）
ある収かの督発は督　　地方職等）
とすら完促す、促員　　地方職等）
認る三納しる督共　　地方職等）
め。月又た日促なけ　　地方職等）
らたをはとか状けられ　　地方職等）
だ經財きらを起發ば　　地方職等）
し過産は起發しな　　地方職等）
とき掛る押地しては　　地方職等）
は金日え方てしない。　　地方職等）
、若まの職日けられ　　地方職等）
こしで日員日以上を経　　地方職等）
のくのの共濟組合にま　　地方職等）
限り負間日組合にま　　地方職等）
で担にま合では、しい。　　地方職等）
な金つでは、しい。　　地方職等）
のいの額て期掛た日　　地方職等）
がは間金で三応金があ　　地方職等）
千円年日未満・に担れば　　地方職等）
で三応金のないあパジのない　　地方職等）
るー、額らて、督促状に　　地方職等）
とセ年になきン十、い督　　地方職等）
、ト四納又ー・付はの六期　　地方職等）
滞割バ限納合の翌にをセ翌　　地方職等）
つ乗ン日

◎ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）

第二十^二七^三条^二（督促及び滯納処分）
指定して督促しなければならない。○法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を

第二十一条（延滞金）
期限の翌日
該納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセントの割合を乗じて計算（当納期の翌日から二月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を徴収する。ただし、労働保険料の額が千円未満であるときは、延滞金を徴収しない。

◎ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）（抄）

2 第二十三条（不正利得の徴収）
収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。
(略) 都道府県知事等は、国税徴

◎ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）（抄）

第十六条（児童扶養手当法の準用）
児童扶養手当法第五条の二、第八条、第二十二条から第二十五条まで及び第三十一条の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第八条第一項中「監護等児童があるに至つた場合」とあるのは、「監護し若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障

◎ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）（抄）

第
八二(准外厚八の十用規定)、お規年一二て坑一第条八二(そい定改項条準外厚八の十用規定)、正用員生十六二用ぞ準よ法平おす「労三四条条規れ用る第成いると、大第規第厚みる正条十準生同臣二定三生替厚前の五用年法」項は項年え生の規年す金第と及、を金る年第定改る保八あび掛除保も金八に正厚險十る第金く。法と險七る附年第十条は項の「第す法条改則金八第一、他、る第第正第保十一基第こ第十三。八一前五險五項金八の八十項の条法条、「十法十条七を第第第一、第と六律七(条含百一八と四、条の条第第む四項十、項同第規)一一。十の六同及法一定第項項以一規条法び第項に六を「下条定第第第八、よ項除とこ第に二八五十第るをく。」の一よ項十項五二徵除。」条項り「七中条項収く。」第にになと条「第、金」及び「おおお、第三第に」、第八十いいそ同一八号五つ、第七てての法項十中項い第八条同準効附中五「及て八第じ用力則」条被び準十五一。すを第前「保第用八条項」る有十条と險六す条の「平す七第あ者項る、規」と成る条二る「並。」第定とあ二もの項のとびこ八はある十の十「はあにの十掛るの五と四と」る第場九金のは年さ中あ第の八合条には「改れ」る二は十に及つ「第正た第の十一」七おびい同二法平八は二坑条い附て、項十第成十「条内第て則」の二一二七第に員一、第同「条条十条二お又項同十法とにの五第十一は中法七第

◎ 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第二百三十五号）（抄）

害の程度が増進した場合」と、同条第三項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ」とあるのは「その障害児の障害の程度が低下し」とある。同法第二十一条第一項中「都道府県知事」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第九条第二項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第九条第二項」とある。

◎ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第二百六十六号）（抄）

2 第二十二条（不正利得の徴収）
が 国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収すること
（略）ができる。偽りその他不正の手段により特別障害給付金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は

◎ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）（抄）

第三十一条（不正利得の徴収）
大臣は、國税徵収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収する。（略）

◎ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）。以下「平成一十五年厚生年金等改正法」という。（抄）

(存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等)

第五条（略）

(略)

前項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項各号に掲げる規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

			改正前確定給付企業年金法第百十三條第一項
			(略)
第八十五条の二の規定により政府が解散した連合会から徴収する徴収金	第八十七条第六項	第八十七条(第六項を除く。)	(略)
適用する	適用する。この場合において、同法第八十七条第一項中「年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）」とあるのは、「年十四・六パーセント」とする。	の規定による保険料	(略)

及厚第一い 改十前法七条 第並十金第第、六
 び生百項て施正一厚第十並施八び七保二百同十老
 第年六及は行前条生百二び行十に条險項七条一齡
 三金十び、日厚ま年六条に日九改、法に十並条年
 項保一第改前生で金十ま改前条正第第お条び 金
 の險条二正に年並保条で正にま前三百いかに施給
 規法第項前旧金び險第の前改で厚十六てら改行付
 定第八、厚厚保に法二規厚正の生九十準第正日
 、百項第生生險第第項定生前規年条四用百前支
 改六に百年年法百三及、年厚定金第条す七厚に給
 正十お七金金第三十び改金生は保二第る十生改に
 前三い十保基八十六第正保年、險項一改二年正關
 厚条て条險金十五条七前險金な法前項正条金前する
 生の準か法が六条第項厚法保お第段に前ま保厚る
 年四用ら第改条の一の生第險そ百、お厚で險生義務
 金第す第百正か規項規年百法の六第い生並法年務
 保二る百六前ら定及定金六第効十四て年び第金
 の險項改七十厚第並び、保十百力四十準金に百保移
 法に正十一生八び第改險三六を条条用保第六險轉
 第お前二条年十に二正法条十有第、す險百十法等
 百い厚条、金九改項前第、条す二第る法八三第に
 六て生ま第保条正、厚百第のる項四改第十条百
 十準年で百險ま前第生六百二。に十正百条、六す
 四用金並六法で厚三年十六第
 条す保び十第の生十金条十一
 第る險に三百規年七保の四項
 一改法第条四定金条險二条の
 項正第百か十は保、法第第規
 に前百八ら五、險第第六一定
 お厚六十第条な法三百項項に
 い生十条百第お第十六に及よ
 て年条の六一そ百九十おびる
 準金第二十項の六条四い第申
 用保二の三の効十第条て二出
 す險項規条規力四二第準項が
 る法及定の定を条項一用並あ
 改第び、四に有第前項すびつ
 正百第改まよす二段にるにた
 前三七正でりる。に第い正百合
 厚十項前、解。お四て前七に
 生三の厚第散
 年条規生百し
 金の定年六た
 保三、金十場
 險第改保四合
 法二正險条に
 第項前法第お

ロイ

の間消

（日の当し当イ
 略数終該が該に
 ）に了徵あ徵掲
 よ日収つ収げる
 つ又金た金額
 ては額日額額
 計當とまに口に
 算該イでつ口に
 し猶にのきに
 た予掲日自掲
 額のげ数主げる
 取るに解る
 消額よ散額
 しとつ型とを合
 がを計算した
 つ算算金利した
 たしたたした
 日た額額で額
 翌に、納期限
 日につき、翌日
 から、年十四
 収金・六パーセントの割合で、当該猶予で期

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一一部改正）

四三二 一へ規条厚八（
 続五 の 年当定、生十徵
 略連条附附三附十該を第年二収
 合の則則則又則四納適九金条金
 会三第第第は第・期用十保 の
 か、三二十附五六限す一險次督
 ら附十一則条パのる条法に促
 徵則條第第一翌。か第掲及び
 収第第八一セ日こら八げび
 す六第三七条項ンかの第十る滯
 徵六項又規規「三合十条収処
 収条のはは定定と月に一（金分
 金又規第第に定する経いの三つ
 は定二十より附に十三政な
 則よ二条政な第り条第府おそ
 七な第一がそ十お一項當の該効
 条の規存力に効規定続を有する
 お力定により生するもとの准
 用する政府基が金とさ
 すものが当該清算改正前厚
 前金基規定厚から徴收する徴
 に生から徴收する徴
 より金保が法徴收する徴
 政府徴当第金徴
 該八存十金

正第準厚百十並 用ま三
 前四用生六二び施すで十
 略厚十す年十条に行る、五
 生条る金一ま改日改第条
 年か改保条で正前正四、
 金ら正險第の前に前十
 保第前法六規厚改生年並
 險四厚第項定生正生条並
 法十生百及、年前金び
 第一年六び改金厚法金保
 十ま保条七前險年法保
 六で險第項厚法金保
 条の法二の生第百險
 か規第項規年百險
 ら定三及定金六法十五
 第並十び、保十第六条
 八び六第改險三百条の項、
 十に条七正法条六か規
 九改第項前第、十ら定第
 条正一の厚百第二第並
 三前項規生六百条第十九
 まで厚及定年十六第
 生び、金二十一項条正
 定金二正險第条のま
 は保項前法三第規
 、險、厚第項一定の生
 な法第生百に項に規
 お第三年六お及よる、保
 そ百十金十いびる、險
 の六七保二て第申な法
 効十条險条準二出が
 四、法第用項があそ
 を条第第四す並あ
 有第三百項るびつ
 す二十六に改にた効
 項九十お正第場
 に条四い前百合
 お第条て厚七に
 い二第準生十お
 て項一用年条い
 準前項す金かて
 用段にる保らは
 す並お改險第
 るびい正法百同
 改にて前第七条

第一百四十二条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）

（略） 第百四十四条の一部を次のように改正する。
第四条から第十条までを次のように改める。
第一条から第十条までを削る。

◎ 日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）（抄）

第三十八条
（略）

5
三一そてを目的的利用の規定期間、前項の規定にかかる外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、年金個人情報によつて、本人へ当該年金個人情報において同一の権利利益を不正に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
・二二（略）次に掲げる事務を遂行する者に当該事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を提供する場合であつて

、当該年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるとき。

イ　ト　（略）
四　（略）
6　（略）
10　（略）

◎ 国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十二号）（抄）

（定義）
第二条 この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。
2　（略）
2　（略）
8　（略）

◎ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）（抄）

（名称の特例）
第六十八条 一般地方独立行政法人で第二十一条第二号に掲げる業務を行うもの（以下この章において「公立大学法人」という。）は、第四条第一項の規定にかかるが、その名称中に、地方独立行政法人という文字に代えて、公立大学法人といふべき文字を用いなければならない。
2 公立大学法人でない者は、その名称中に、公立大学法人といふべき文字を用いてはならない。

◎ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

◎ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

附則

- 第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を開拓することを目的とする。
2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2

第

（利子税の割合の特例）
第十九条 次の各号に掲げる規定に規定する利子税の年七・三パーセントの割合は、当該各号に掲げる規定に規定する特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。
一四（略）
前項に規定する特例基準割合とは、毎年の前々年の十月から前年の九月までの各月における短期貸付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）に係る利子の平均率（当該各月において銀行が新たに行つた貸付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）に係る利子の平均率）の合計を十二で除して計算した割合（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として毎年の前年の十二月十五日までに財務大臣が告示する割合に、毎年

◎ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

3
4
5
6
（略）

一パーセントの割合を加算した割合をいう。

2 第
・ ン割のい割四九(一)
3 ト合割う合・十延
のを合。が六四滞
(割加を)年パ条税
(略合算加中七)の
(し算に・セ国割
とたしお三ノ税合
す割たいパト通の
る合割ての則特
。(合はセ割法例)
当と、ン合第
該し年ト及六
加、十のび十
算年四割年条
し七・合七第
た・六に・二
割三パ満三項
合パ|たパ及
が|セな|び
年センいセ相
セント場ン続
・トの合ト税
三の割に法
パ割合は割第
|合に、合五
セにあそは、十
ンあつの
トつて年こ条
のては、これ
の割は当次
合當該項
を該特例規
超特例基に
える基準てか
場準割一かわ
に合に例ら
はに年基ず、
、年七準
年一・割各
七パ三合年延
・|パ適の滞
三セ|用特税
パンセ年例の
|トン|基年
セのトと準十

◎ 日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（抄）

第十五(权限)条
二十
二
三
(略)
次に掲げる通貨及び金融の調節に関する事項は、委員会の議決による。
第一項第一号の手形の割引に係る基準となるべき割引率その他の割引率並びに当該割引に
第三十一条第一項第一号の手形の割引に係る基準となるべき割引率その他の割引率並びに当該割引に
手形の種類及び条件の決定又は変更

◎ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（抄）

第八十五条の三
により第一号改定者又は特定被保険者の標準報酬の改定に伴う現価相当額の徴収

八四加引「四中、保並すに百（
十号入所納十）第險びるつ四準
四中員に付条第四料に。い十用
条「上しの四項額第こて一規
中船と場た二十及「八の、条定
一舶、さ掛「条びと十場第
事「第れ金との第あ七合第八第
業と八て（読二六ある条に十八
主あたい金み、項の第お六十三
「る五る融替第中は一い条
との条株商え八「一項てか条
あは第式品る十保掛中、ら
る「三で取ほ五險金「第一第
の設号納引か条料又厚八八
は立中付法、の「は生十十九
「事「し（掛二と第勞三九四
当業被た昭金及あ百働三条及
該所保掛和にびる四大第まで
基で險金二つ第の十臣二で
金あ者を十い八は条「一項の第
のるの除三て十「第一と及規
設船使く年は五掛一あび定十
立舶用。法、条金項る第は五
事「さ（律第の又のの三、条
業とれの第八三は規は項掛
所、る額二十「第一定「一金規
以前事「十三と百に基第そは、
除外条業と、五条あ四よ金八の、
の第所、号第る十る「十他
適一「第一二の条徵と六こ掛
用項と八第項は第收、条の金
事のあ十二中「一金同第節及
業規る四条「第一項の項一のび
所定の条第納百の金か項規
のには中十付三規額ら、定條
事よ「六し十定「同第に一項
業る設被項た六にと、条二よ
主徵立保に保条によ、第項る
（收事險規險にる同三、徵の
第金業者定料お徵条項第收規
十に所「す額い收第ま五金
条つ「とる「て金一で項に
第一いと、あ金と準「一項の及つよ
二て、る融あ用と、規びいる
項は同の商るす、第定第徵
の、条は品のる同二中六準收
同第第「取は第項「項用金

2
• 読設用意
3 み立さをした
替事業も以入業の外員主とのである業を含む。
(略) える加業の外員主とのである業を含む。
所保険者と、「被保険者」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所」とあるのは「被保険者」の設立事業所以外の船舶所」とあるのは「被保険者」の船舶所とある。それぞれ

◎ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第二項において読み替えられた同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（抄）

◎ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十一条第一項から第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（抄）

第2百十三条 政府は、厚生年金基金が第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされたとき、又は前条第四項の規定により消滅したときは、その解散の認可があつたものとみなされた日又は消滅した日において当該厚生年金基金が年金たる給付（厚生年金代行給付に限る。）の支給に関する義務を負つている者に係る厚生年金保険法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額を当該解散した厚生年金基金の権利義務を承継した基金（以下「解散厚生年金基金等」といいう。）から徴収する。

二 第二の前項の場合において、政府が解散厚生年金基金等から徴収する徴収金は、厚生年金保険法第八十五条の規定により政府が解散した連合会から徴収する徴収金とみなして、同法第八十六条第一項、第二項及び第三項、第一百一十九条、第九十一条から第九十一条の三並びに第一百四条の規定を適用する。

三 第四項から第十二条第一項まで、第八十七条、第六項、第八十八条、第一百二条第二項、第一百二条第二項、第一百三十三条の二並びに第一百四条の規定を適用する。

（準用規定）
（略）
第百六十四条から第八十九条までの規定は、前項において準用する第四十条の二の規定及び第一百六十一条

3 の及び第一項の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十六条第一項、第二項、第五項及び第八十七条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「連合会」と、同条第六項中「第四十条第一項において準用する第四十条第一項に」と読み替えるものとする。
(略)

◎ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第一百四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第一百四十四条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（抄）

第五条（未納掛金の納付等）
は使用していた前条第一項に規定する事業主（当該事業主の事業を承継する者（当該基金の設立事業所の事業主を含む。以下「事業承継事業主」という。）及び当該事業主であつた個人を含む。以下「対象設立事業主」といいう。）は、厚生労働省令で定めるところにより、未納掛金（事業承継事業主にについては、未納掛金に相当する額。次項及び次条第一項第一号口において同じ。）を納付する額。次項及び次条第一項第一号口において同じ。）を納付すればならない。ただし、やむを得ない場合においては、前項の役員であつた者に対し、未納掛金に相当する額の納付を勧奨しなければならない場合においては、前項の役員であつた者に対し、未納掛金は、第二項の規定による勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。
（略）

6
7 、対象設立事業主又は第三項の役員であつた者は、第二項又は第四項の規定による勧奨を受けた場合には、前条第一項の未納掛金に係る期間のすべての期間に係る未納掛金又は未納掛金に相当する額（以下この書面において「未納掛金等」という。）を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、基金に対し申し出ることがで能く。
対象設立事業主又は第三項の役員であつた者は、前項の規定による申出を行つた場合には、基金が定め

9 8 る納期限までに、同項に規定する未納掛金等を納付しなければならない。
9 5 前項の場合において、未納掛金に相当する額は、基金の掛金の例により徴収する。
13 (略)

◎ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）（抄）

(通報等を受けた場合の措置) 第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐

待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村長」）とその対応について協議を行うものとする。高齢者虐待対応協力者」という。」とその対応について協議を行いうものとする。

◎ 児童手当法（昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号）（抄）

第二十一条（抛出金の徴収方法）
2 10 収金の徴収の例による。（略）

◎ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十二年法律第三十七号）（抄）

第六条（不正利得の徴収）
2 あるときは、厚生労働大臣は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。
前項の規定による徴収金のうち、保険給付遅延特別加算金に係るものは厚生年金保険法の規定の例により徴収する。厚生年金法の規定の例により徴収する。

◎ 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（抄）

3 2 第
・そ税面算のり消た 一六(一
4 ののがし国納費こ延(一十延
未免発た税付税と滞五条滞
納除せ額をす等に税 税
略の(一らと完べ(一よの(一納
(一税にれす納き石り額略税
額おたるす石油納は 者は、次の各号の一に該当するときは、延滞税を納付しなければならない。
にい日(一る油石付、
年て(一た日石炭す前
七同以だま炭税ベ項
・じ下しで税法き各
三(一こ(一のを第こ号
パ(一の納期除十とに
一ま項期間く七と規
セで並限の(一條な定
ンのび(一日(一第つす
ト期に延数そ三たる
の間第納にの項国國
割又六又応他(一税税
合は十はじ政引(一の
を納三物(一令取輸法
乗期条納そでり入定
じ限第の(一の定にの納
ての一許未め係許期
計翌項可納るる可限
算日(一のの国原を(一
しか第取税税油受純
たら四消額に等け損
額二項しにつにて失
と月及が年いつ保の
すをびあ十てい税繰
る經第つ四はて地戻
過五た(一の域し
す項場六政石か等
る(一合パ令油らに
日納に(一で石引よ
ま税はセ定炭きる
での(一シめ税取還
の猶そトるのら付
期予の(一の日納れ金
間等取割(一付る額
にの消合の(一物が
つ場しを翌の品過
い合に乘日規に大
ての係じか定対で
は延るてらにすあ
(一滯書計そよるつ